

令和7年度 八戸市一般廃棄物処理実施計画

第1編 総 則

1. 目 的

八戸市一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）は、八戸市の一般廃棄物処理の基本方針となる八戸市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等、施策の実施内容について定めるものである。

実施計画は、ごみに関する部分（ごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理実施計画）とから構成している。

2. 計画期間

実施計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3. 計画対象区域

実施計画の区域は、市の区域全体とする。

4. 用 語

実施計画において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広域組合 八戸地域広域市町村圏事務組合
- (2) 収集運搬業者 法第7条第1項の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を得た者
- (3) 処分業者 法第7条第6項の規定に基づき一般廃棄物処分業の許可を得た者
- (4) 民間主導で処理される資源物等 収集運搬業者または処分業者の関与する民間契約に基づき直接資源化または中間処理後再生利用等がなされる一般廃棄物
- (5) 認定事業者 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けた者、その他使用済小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者

第2編 ごみ処理実施計画

1. 計画目標

令和4年3月策定の基本計画では、令和4年度から13年度までの10年間を計画期間とし、目標となるごみ排出量を定めており、策定から5年後の令和8年度を中間年度として、計画の評価・見直しを図ることとしている。

実施計画は、年度ごとの状況を踏まえ、評価・見直しを行いながら策定するものである。

項目	令和5年度 (現状)	令和8年度 (中間年度)	令和13年度 (目標年度)
(1) 排出抑制			
①1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源物を除く)	527g/人・日	544g/人・日以下	537g/人・日以下
②年間事業系ごみ排出量	25,684t	22,126t (13.9%減)	18,311t (28.7%減)
(2) 再資源化			
③リサイクル率 (行政回収分+民間回収分)	29.5%	33.9%達成	37.7%達成
(3) 最終処分			
④1人1日あたりの最終処分量	117g/人・日	104g/人・日以下	101g/人・日以下

2. 一般廃棄物の排出見込み量(令和7年度)

当市の将来の家庭系一般廃棄物の量は、基本計画において、「八戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口推計を基に算出した人口予測(人)と、令和13年度までの各年度における目標値(g/人・日)を乗じることで算出する。令和7年度の排出見込み量は、以下の通り。

種別		家庭系	事業系	合計
行政 処理 資源 物	燃やせるごみ	38,930t	23,180t	62,110t
	燃やせないごみ、粗大ごみ*	3,370t (130t)	1,960t (290t)	5,330t (420t)
	缶・びん・ペットボトル	3,070t		
	新聞紙、段ボール	1,640t		
	雑誌・チラシ、その他紙(厚紙・紙袋類)、古布	1,370t	—	6,190t
	使用済小型家電	20t		
	廃食用油	30t		
有害ごみ(乾電池・蛍光管・水銀体温計)		60t		
集団回収		250t	—	250t
行政処理分計		48,740t	25,140t	73,880t
民間主導で処理される資源物等		35t	17,600t	17,635t
合計		48,775t	42,740t	91,515t

*下段()内の値は直接最終処分する埋立ごみの再掲

3. ごみの排出抑制・再資源化計画

(1) 家庭系一般廃棄物

方法	内容
家庭ごみの有料収集	<p>資源物以外の家庭ごみについて、指定ごみ袋等の原価に収集運搬経費の一部を付加した手数料を徴収することにより、排出抑制及び資源物の分別促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定ごみ袋 450袋 30円、300袋 20円、200袋 15円 ・粗大ごみ処理券 1枚当たり 520円 ※令和7年4月1日現在
生ごみ等減量の推奨	含水率の高い生ごみについて水きりを奨励するとともに、食材を使いきる等食品ロス削減を促し、ごみ量の減量を図る。
資源物集団回収の促進	市に登録した町内会、子ども会等、資源物回収を実施した団体に対し、奨励補助金を交付する。
分別収集による再資源化	<p>分別収集した資源物は、中間処理等により再資源化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が拠点回収した使用済小型家電は、広域組合において燃やせないごみから回収したものとともに、認定事業者に引渡し(50t) ・廃食用油は、バイオディーゼル燃料の原料として民間事業者へ売却(30t) ・その他の資源物は、広域組合において中間処理後、売却または再資源化事業者に委託し再生利用(5,260t)
ごみ減量推進員の設置	八戸市ごみ減量推進員を各町内会に設置する。推進員は自ら3R活動の実践に加え、地域のごみ問題を把握し、適正排出を促す看板の設置等、ごみ減量に関する施策の普及啓発等を行う。
広報・啓発活動	<p>3R推進や食品ロスの削減に関する市民への広報、啓発活動を行い、環境意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌への特集記事掲載 ・各種イベントへの出展 ・家庭ごみ減量講座の開催 ・10月をごみ減量キャンペーン期間とする集中的な啓発活動の実施 ・分別チラシ等の配布 ・処理施設見学会実施 ・転入者及び転居者への分別チラシ等の配布

(2) 事業系一般廃棄物

方法	内容
分別・適正排出の啓発	事業系ごみ処理マニュアルの配布や各種団体を通じた周知、八戸清掃工場の実施する搬入検査に基づいた排出事業者への個別指導、案内などにより、事業活動に伴って生じる廃棄物の区別や適正処理について啓発を行う。
資源となる紙の再資源化の促進	事業活動に伴って排出される資源となる紙については、八戸清掃工場への搬入を規制し、古紙リサイクル事業者への持込みを促すことにより、焼却量の削減と再資源化の促進を図る。

方法	内容
多量排出事業者の減量・リサイクル対策の実施	事業活動に伴って多量に一般廃棄物を生ずる者として、大規模小売店舗立地法における大規模小売店舗及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律における特定建築物の所有者（または管理者）の一般廃棄物の減量や再資源化に関する実態の把握に努める。
処分業者による再資源化の促進	再資源化可能な木くず、廃プラスチック類等（産業廃棄物に該当するものを除く。）については、事業所への周知を行うことで処分業者での処理を促進する（2,690t）。
食品ロス削減の促進	市内事業者と連携して3010運動を推進・展開し、食品ロスの削減の促進を図る。

（3）その他

方法	内容
焼却残渣の再資源化	広域組合において、焼却残渣から回収した磁性物は売却（80t）、焼却残渣の一部については、再資源化事業者に委託し再生利用（640t）を行う。

4. 収集・運搬計画

（1）基本事項

ア. 市による分別収集

市が収集する一般廃棄物は、一般家庭において分別し排出されるごみ（4.（3）において掲げるものを除く。）及び資源物並びに動物死体とする。

一般家庭において分別し排出されるごみ（4.（3）において掲げるものを除く。）のうち、指定ごみ袋に全体が入らない大きさのものを粗大ごみとし、戸別収集を行う。

イ. 収集を行わない日

市が収集を行わない日は次のとおりとする。

- ①土曜日、日曜日、祝日及び振替休日のうち、次に掲げるものを除く日
 - ・燃やせるごみについては、月曜日または火曜日が祝日または振替休日にあたる場合
- ②12月29日、12月30日（粗大ごみに限る。）
- ③12月31日から1月3日までの間（動物死体収集運搬を除く。）

ウ. 事業系一般廃棄物

家庭以外から排出される一般廃棄物である事業系一般廃棄物については、当該事業者が自らまたは収集運搬業者に依頼し、処理施設に搬入するものとする。また、リサイクルできる資源ごみ・古紙類については、当該事業者が自らまたは収集運搬業者に依頼し、再生資源化業者（古紙取扱事業者等）に搬入するものとする。

エ. 排出限度量

一般家庭が一度に排出できるごみの量は、原則として、燃やせるごみ及び燃やせないごみは指定ごみ袋で2袋まで、粗大ごみは5点までとする。なお、この量を超える場合は、事業

系一般廃棄物の例に準じ、排出者が自らまたは収集運搬業者に依頼し、処理施設に搬入するものとする。

オ. 分別収集の実施方針

分別収集の実施に当たっては、八戸市第10期分別収集計画に基づき、現行の収集、処理体制及び処理施設を使用して行うものとする。

(2) 収集運搬の実施主体、収集回数及び収集方法

種類	実施主体	収集回数	収集方式	
燃やせるごみ	市(委託)	週2回	ステーション方式 指定ごみ袋	
燃やせないごみ	市(委託)	月1回		
粗大ごみ	市(委託)	随時		
缶・びん・ペットボトル	市(委託)	毎週水曜日		
新聞紙	市(委託)	第1・3 水曜日		
段ボール	市(委託)			
雑誌・チラシ	市(委託)	第2・4 水曜日		
その他紙	市(委託)			
古布	市(委託)		ステーション方式 (半)透明袋	
廃食用油	市(委託)	週3回程度	拠点回収	
使用済小型家電	市(委託)	週1回程度	拠点回収	
小型充電式電池 ボタン電池 乾電池	市(委託)	月1回程度	拠点回収	
有害ごみ(乾電池・蛍光管・水銀体温計)	市(委託)	月1回 又は随時	拠点回収(回収協力店)	
燃やせるごみ	排出者または 収集運搬業者	随時	自己運搬または収集運搬業者に依頼	
燃やせないごみ・粗大ごみ				
民間主導で処理される資源物等				
犬・猫等の動物死体	市(委託)	随時	電話受付制随時収集または自己運搬	

※燃やせないごみの収集日が祝日または振替休日にあたる場合は、翌週の同じ曜日に収集する

※一般家庭から排出される在宅医療廃棄物は、その性質により専用容器やペットボトル等に入れる、袋を二重にするなど適切に梱包した上で、燃やせるごみとして取り扱う

(3) 市が収集しない家庭系一般廃棄物

区 分	品目例	処理方法等
1 有毒性物質を含むもの、危険性を有するもの	劇物・毒物に分類される農薬、薬品、その他の毒性物質が混入しているもの、プロパンガスボンベ、家庭用ボイラー、バッテリー、太陽光パネル等	購入店、販売店、専門業者等に相談すること
2 火気のあるもの、引火性のあるもの	火薬、塗料、溶剤、ガソリン、灯油、軽油、シンナー、発炎筒、燃えがら、残焼物で火気があるもの等	購入店、販売店、専門業者等に相談すること
3 処理業務を困難にし、または廃棄物処理施設を損なうおそれがあるもの	ピアノ、タイヤ、ホイール、自動車部品、ホームタンク、農機具、エンジン付芝刈り機、ドラム缶、耐火金庫、発電機、ボイラー、除雪機、規定サイズに裁断されていない畳等	製造事業者、販売店等に相談すること
4 家電リサイクル法に基づく家電4品目	テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式、有機EL式)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	自らまたは収集運搬業者に依頼し、指定引取場所へ搬入、もしくは小売業者へ引取りを依頼すること
5 パソコン(使用済小型家電回収ボックスに投入できないものに限る。)	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ディスプレイ一体型パソコン、ディスプレイ(液晶、CRT)	製造事業者、一般社団法人パソコン3R推進協会又は小型家電リサイクル法認定事業者に回収を申込むこと
6 リサイクルルートが確立しているもの	①消火器 ②自動車 ③二輪車	①販売店などの特定窓口に処分を依頼すること ②登録販売店・整備業者に処分を依頼すること ③廃棄二輪車取扱店・指定引取窓口に処分を依頼すること
7 埋立ごみ	石、砂利、土、土壤改良材、汚泥、側溝の土砂(含水率が低いものに限る。)、レンガ、陶器製タイル、瓦、ボウリングの球、物干し台、コンクリート、ケイカル板、石膏ボード・耐火ボード、グラスウール、ロックウール(新築・増改築に伴うものは不可)、焼却灰等	自らまたは収集運搬業者に依頼し、市最終処分場へ搬入すること(事前に搬入する数量等の連絡が必要な場合あり)

※1から7で示した処理方法等で処理困難な場合は八戸市一般廃棄物処理業者連絡協議会に相談

5. 中間処理・最終処分計画

(1) 処理施設の概要

ア. 焼却施設

名 称	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸清掃工場 第一工場	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸清掃工場 第二工場
所 在 地	八戸市大字櫛引字取揚石 1-1	八戸市大字櫛引字取揚石 1-1
処理能力	150 t / 24 時間 × 2 炉	150 t / 24 時間 × 1 炉
形 式	全連続旋回流型流動床焼却炉	全連続燃焼式ストーカ炉

イ. 破碎・選別施設

名 称	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸リサイクルプラザ
所 在 地	八戸市大字櫛引字山田山 1-1
処理能力	171.09 t / 5 時間 [内訳] 資源化ライン 49 t / 5 時間、破碎ライン 61 t / 5 時間、 紙・布ライン 61 t / 5 時間、有害ごみライン 0.09 t / 5 時間

ウ. 動物死体焼却場

名 称	八戸市動物死体焼却場 (八戸市ワンニャン斎苑)
所 在 地	八戸市大字鮫町字大草離 3-14

エ. 最終処分場

名 称	八戸市一般廃棄物天狗沢最終処分場	八戸市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	八戸市大字是川字上田中沢及び田中山地内	八戸市大字櫛引字湯ノ沢 2-6
埋立面積	69,500 平方メートル	15,400 平方メートル
埋立容量	690,000 立方メートル	214,000 立方メートル
残余容量	18 立方メートル	90,673 立方メートル
形 式	埋 立 準好気性サンドイッチ 浸出液 凝集沈殿+回転円板	埋 立 準好気性サンドイッチ 浸出液 凝集沈殿+下水道放流
備 考	埋立終了	

オ. 一般廃棄物処分業者による処理 (事業系一般廃棄物)

事業者名	施設所在地	処理対象	処理方法	処理能力	備考
(株)曾我産業	八戸市南郷大字中野字丑木沢 41-7	可燃ごみ(木くずに限る。)	破碎	278.0 t / 日 340.8 t / 日	破碎機 2 機 (移動式)
環境緑花工業(株)	八戸市大字櫛引字取揚石 11-101	可燃ごみ(木くずに限る。)	破碎	192 t / 日	破碎機 1 機 (移動式)
			切断	1.2 t / 日	切断機 4 機
第一清掃(株)	八戸市大字長苗代字内舟渡 42-7	可燃ごみ(廃プラスチック類に限る。)	破碎 圧縮	3.912 t / 日 28.64 t / 日	破碎機 1 機 圧縮機 1 機

(2) 中間処理に関する搬入者別の内訳量、実施主体及び処理方法

種類	搬入量	実施主体	中間処理方法	残渣量	残渣処分
燃やせるごみ	市収集 37,750t	広域組合	・八戸清掃工場で焼却、磁性物を回収。回収した磁性物は民間事業者に売却 (80t)	6,760t	・焼却残渣は一部を民間事業者に再資源化委託 (640t) し、残りを市最終処分場で埋立 (6,120t)
	自己運搬 1,180t				
	収集運搬業者 20,400t				
	自己運搬 2,780t				
燃やせないごみ、粗大ごみ (埋立ごみを除く)	市収集 1,910t	広域組合	・八戸リサイクルプラザで選別・破碎し、金属を回収 (1,340t) なお、令和7年6月より材質の半分以上が木製の粗大ごみと、その他粗大ごみ・燃やせないごみの破碎を別日に実施 ・家庭系のものについては、事前にヤード内で使用済小型家電の回収を実施。回収した使用済小型家電は、市が拠点回収したものとともに認定事業者に引渡し (30t)	4,780t	・可燃残渣は八戸清掃工場で焼却 (1,970t) ・不燃残渣 (2,810t) は市最終処分場で埋立
	自己運搬 1,460t				
	収集運搬業者 1,620t				
	自己運搬 340t				
資源物	缶・びん・ペットボトル	市収集 3,070t	広域組合	・八戸リサイクルプラザで選別、圧縮、梱包 ・容器包装廃棄物の一部は分別収集計画に基づき指定法人へ引渡 (990t) ・その他の回収資源物は民間事業者へ売却 (4,270t)	—
	新聞紙、段ボール	市収集 1,640t			
	雑誌・チラシ、古布、その他紙	市収集 1,370t			
	使用済小型家電	市収集 20t	広域組合	・八戸リサイクルプラザで保管後 認定事業者に引渡し (20t)	—
	有害ごみ(乾電池・蛍光管・水銀体温計)	市収集 60t	広域組合	・八戸リサイクルプラザで選別、破碎 (蛍光管のみ) 後、市外精錬事業者に再資源化委託 (60t)	—
	廃食用油	市収集 30t	民間再生業者	・再生業者に売却し、直接資源化 (BDF燃料化)	—
処分業者により処理される資源物等	収集運搬業者 452t	処分業者	・処分業者処理施設で、厨芥類、木くず、廃プラスチック類を、破碎、切断、圧縮	—	—
	自己運搬 2,240t				

(3) 最終処分される廃棄物の内訳及び年間埋立量

区分	埋立量		
	うち市一般廃棄物		
直接埋立ごみ	家庭系搬入	130 t	130 t
	事業系搬入	290 t ^{※1}	290 t ^{※1}
	小計	420 t	420 t
広域組合 中間処理残渣	10,530 t	8,930 t ^{※2}	
合計	10,950 t	9,350 t	

※1 火災残材やボランティア清掃等の手数料減免搬入分、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物を含む

※2 広域組合のごみ中間処理残渣の八戸市相当分

6. その他一般廃棄物の処理に関する事項

(1) 減量・リサイクル施策の展開

ア. 事業系一般廃棄物多量排出事業者対策の実施

法第6条の2第5項の規定により、事業活動に伴う一般廃棄物を多量に排出する事業者の減量計画作成、提出について検討を行うとともに、ごみ減量・再資源化に関する対策の実施を求め、指導・助言するなど自主的な取組を促進する。

イ. ごみ減量・再資源化施策の検討

ごみ減量、リサイクル率の向上、最終処分量の削減等に向けて、市及び広域組合の廃棄物関連部署の長をメンバーとするごみ処理方針検討委員会を開催し、課題の共有を行い、有効な対策を検討実施する。

ウ. 国、県及び他自治体と連携したごみ減量・再資源化施策の実施・検討

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」など、全国の他自治体と連携した減量・リサイクル施策を実施する。また、国や県が進める事業について情報共有するなど連携して事業や施策を周知・実施する。

エ. 八戸市環境美化協議会と連携したごみ減量・再資源化施策の実施

町内会、自治会等を会員とする同協議会と連携し、家庭ごみの減量講座、処理施設見学会等の減量・リサイクル施策を実施する。

オ. 使用済小型家電リサイクルの実施

リサイクル率の向上及び最終処分量の削減を目的として、市内に設置している小型家電回収ボックスの利用を促進し、使用済小型家電の回収量の増加に努める。

カ. 学校等と連携したごみ減量・リサイクルの啓発活動の実施・検討

小学校等を対象とした環境学習会を通じてごみ減量・リサイクルに関する意識の高揚を図る。他の教育機関でのごみ減量・リサイクルに関する啓発活動や施策の研究を行う。

(2) その他

ア. 環境審議会の開催

八戸市環境基本条例第24条に基づき以下の事項を行うため環境審議会を開催する。

環境審議会は、市長の求めに応じ、廃棄物の減量や適正処理に関する事項を調査審議し、その結果を答申する。また、廃棄物の減量や適正処理に関する事項に関し必要と認めるときは市長に対し意見を述べる。

イ. 一般廃棄物の広域処理（市内搬入・市外搬出）

一般廃棄物の市内搬入及び市外搬出については、法第6条第3項に基づき、関係を有する自治体等との調和を図りながら、適切に処理を行う。

ウ. 非常時における一般廃棄物の処理

非常時においても一般廃棄物の処理は市の責務であり、関係を有する自治体や民間事業者等と連携を図り、適切に処理を行う。

なお、災害により市内で発生した廃棄物については、八戸市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に廃棄物の処理を行い、再生利用を含む適正な処理を行うものとする。また、被災状況に応じて、臨時収集の実施や一般廃棄物処理手数料の減免等、関連業務を適切に実施し、生活環境の保全に万全を図るものとする。

エ. カラス被害対策事業による集積所の整備

集積所の管理及びごみ集積箱、網等の設置は、原則として当該集積所を利用する地域住民により実施されているが、近年の市内におけるカラス被害増加への対策として、集積所へのごみ集積箱の設置費用の一部を市が補助する。

第3編 生活排水処理実施計画

1. 基本事項

(1) 生活排水処理形態別推計人口

令和7年度における実施計画は、近年の状況を踏まえ、評価・見直しを行い、下水道の整備計画や各汚水処理施設の処理人口の動態を考慮して設定した。

項目		R5実績	計画人口	備考
行政区域内人口		216,595人	213,700人	
下水道		124,446人	130,250人	下水道整備に伴い増加
農業集落排水		3,302人	3,200人	地区内の人口減少に伴い減少
浄化槽	合併処理	31,232人	31,550人	主に新設や汲取り便槽からの転換に伴う増加と下水道接続に伴う減少で概ね横ばい
	単独処理	31,112人	26,300人	下水道接続や合併浄化槽への転換等に伴い減少
し尿汲み取り		26,503人	22,400人	下水道接続や合併浄化槽への転換等に伴い減少

(2) し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量

区分	計画処理量
し尿	22,315 k1
浄化槽汚泥	51,553 k1

2. 収集・運搬計画

種類	実施主体	収集回数	収集方法
し尿	収集運搬業者※	随時	戸別収集
浄化槽汚泥			

※ 広域組合が許可した収集運搬業者

3. 中間処理・最終処分計画

(1) 処理施設の概要

ア. し尿・浄化槽汚泥処理施設

名称	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸環境クリーンセンター 第1処理場	八戸地域広域市町村圏事務組合 八戸環境クリーンセンター 第2処理場
所在地	八戸市八太郎六丁目9-44	八戸市八太郎六丁目9-44
処理能力	180k1/日 (浄化槽汚泥: 180k1/日)	130k1/日 (し尿: 130k1/日)
処理方式	前処理機(細目スクリーン、スクリュープレス)、脱水機 前処理後ろ液は第2処理場へ移送	前処理機(細目スクリーン、スクリュープレス)、脱水機 標準脱窒素処理方式、高度処理(凝集沈殿+オゾン酸化+砂ろ過+活性炭吸着)

イ. 一般廃棄物処分業者による処理

業者名	所在地	処理廃棄物	処理方法	処理能力
奥羽クリーンテクノロジー(株)	八戸市豊洲3-19	行政処理できないし尿及び 浄化槽汚泥	焼却 焼成	183t／日 121t／日

(2) 実施主体及び処理方法

種類	実施主体	中間処理方法	残渣量	残渣処分
し尿	広域組合 八戸環境 クリーン センター	標準脱窒素 処理方式 ・ 高度処理	3,110t ^{※1}	・脱水汚泥は民間処理施設で堆肥化 ・し渣は八戸清掃工場で焼却処分 ・沈砂は市の最終処分場で埋立処分 ・槽残渣は民間処理施設で焼却・焼成し、残渣は市外民間処理施設で埋立処分
浄化槽汚泥				
行政処理できないし尿及び 浄化槽汚泥	処分業者 ^{※2}	焼却・焼成	5t	焼却・焼成残渣は市外民間処理施設で埋立処分

※1 値は共同処理における八戸市相当分

※2 広域組合が許可した処分業者 (3.(1)イに掲げる業者)

4. 普及啓発等

公共下水道及び農業集落排水の接続率向上のため、無利子の融資のあつ旋、未水洗化世帯を対象とした水洗化依頼文の送付及び戸別訪問並びに水洗化相談会を実施する。

合併処理浄化槽普及促進のため、令和7年度も継続して単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管工事費について補助対象とする。

生活雑排水対策の必要性や重要性について市民への周知を図るため、「広報はちのへ」や市ホームページにより広報・啓発活動を実施する。

また、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び法定検査について、広報等を通じての周知徹底や不適正な管理状況の改善指導に努める。